

【説明②】

本道における特別支援教育の現状と課題

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

特別支援学級設置率

本道の小学校における特別支援学級在籍率										
	小学校	特別支援学級								在籍率
	児童数	知的	肢体	病・虚	弱視	難聴	言語	自・情	全体	
空知	9606	257	15	16	1	3	42	286	620	6.5%
石狩	20405	378	29	17	2	4	1	450	881	4.3%
後志	7044	174	11	8	1	4	15	168	381	5.4%
胆振	15465	314	17	9	1	2	2	651	996	6.4%
日高	2542	66	1	—	2	—	3	73	145	5.7%
渡島	13725	276	9	6	—	—	10	460	761	5.5%
檜山	1010	37	—	5	—	—	14	30	86	8.5%
上川	19625	596	35	59	9	9	55	1 499	2,262	11.5%
留萌	1416	30	3	6	—	—	20	81	140	9.9%
宗谷	2327	41	2	3	—	1	8	87	142	6.1%
オホーツク	10457	312	11	19	2	8	63	738	1,153	11.0%
十勝	14454	413	26	29	6	2	51	1 261	1,788	12.4%
釧路	7688	243	9	8	1	3	34	613	911	11.8%
根室	2893	114	3	11	3	6	26	254	417	14.4%
札幌市	87431	1 445	2	11	—	2	—	1 773	3,233	3.7%
全道	216088	4696	168	207	28	44	344	8424	13,911	6.4%
全国	5941733	118978	3045	2737	400	1214	887	150899	278160	4.7%

この情報は北海道のオープンデータを改変して利用しています。

適切な就学先の判断における課題

また、より広域な観点では、市区町村ごとに就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして、判断の客観性を確保することが必要である。

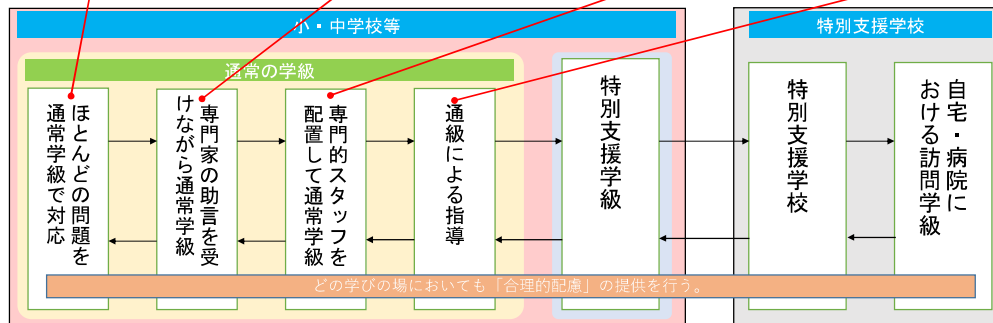
特別支援学級を検討する前に、通常の学級でできる支援を試みる

①誰もが分かりやすい授業づくりができていますか？

②特別支援学校等の助言を生かした配慮や支援を取り入れていますか？

③学習支援員等を配置した個に応じた指導を行っていますか？

④自立活動の指導を行っていますか？



特別支援学級を考える前に、上記4つの視点で、通常の学級で学べるように指導や支援を行うことが大切です。

言語障がい特別支援学級

本道の言語障がい特別支援学級の状況(全国と比較)

		全国	北海道	全国に占める 本道の割合
小学校	学級数	514級	227級	44.1%
	在籍者数	1007人	343人	34.0%
中学校	学級数	128級	87級	67.9%
	在籍者数	186人	118人	63.4%

18.4%

34.4%

特別支援教育資料（令和5年度） 令和6年1月（2024）文部科学省初等中等教育局特別支援教育課を
基に作成

7

言語障がいについて

口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの。

（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）

P234

「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）

8

言語障がいについて

「その他これに準じる者」とは、上記の構音障害や話し言葉におけるリズムの障害や言語機能の基礎的事項の発達の遅れのことを示している。話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りがある子供の中には、聴覚障害のある者、知的発達に遅れのある者なども含まれている。聴覚障害や知的発達の遅れなどに伴って生じる言語機能の基礎的事項に遅れや偏りが見られる場合は、主たる障害に対応した学びの場において適切な指導を行う必要がある。このため、「（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）」と示している。

P233

言語障がいについて

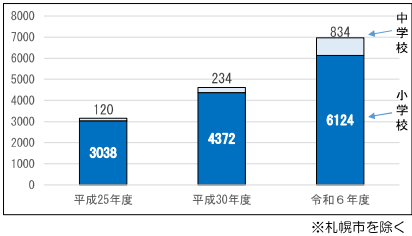
なお、特別支援学級に在籍する子供の指導に当たっては、通級による指導への学びの場の変更の可能性も視野に入れて、一人一人の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが大切である。特別支援学級において特別な指導を行ったことにより、学習や社会生活への適応の状態が改善され、一斉での学習活動において、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてる状況に変容してきた場合には、通常の学級による指導と通級による指導を組み合わせた指導について検討を行うことが考えられる。

P235

通級による指導

小・中学校等（通級による指導）の教育

○ 通級による指導を受けている児童生徒数



○ 通級による指導の形態

- 【自校通級】
 - ・児童生徒が在籍する学校で指導を受ける
- 【他校通級】
 - ・児童生徒が他の学校において指導を受ける
- 【巡回指導】
 - ・通級による指導の担当教師が対象の児童生徒の在籍する学校へ巡回して指導を行う

○ 通級による指導の対象

- ・言語障がい者
- ・自閉症者
- ・情緒障がい者
- ・弱視者
- ・難聴者
- ・学習障がい者(※)
- ・注意欠陥多動性障がい者(※)
- ・肢体不自由、病弱者及び身体虚弱者

○ 通級による指導の教育課程

- ・障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導（自立活動）を行う。
※単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意
- ・週に1～8単位時間を指導
（※）は月に1単位時間以上を指導

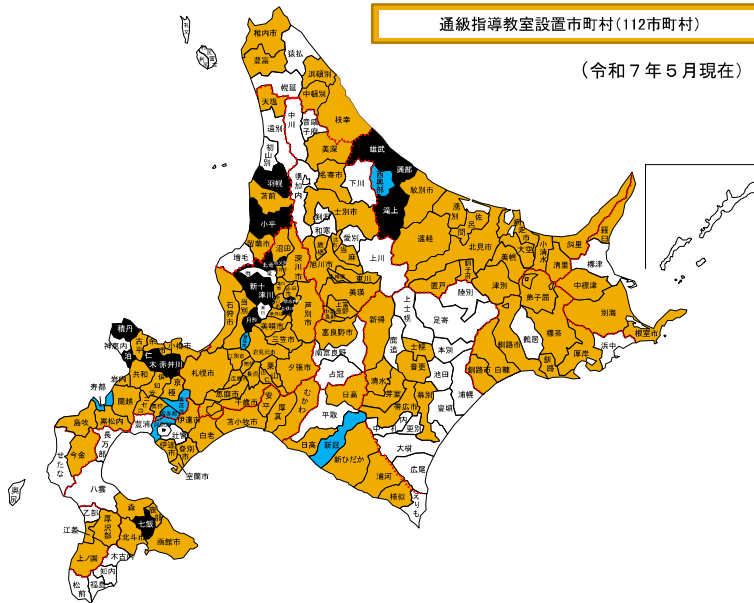
○ 通級による指導における支援の工夫

- ・カラーのマスを活用し、文字のバランスを意識できる支援の工夫
- ・しりとり（ゲーム）を取り入れ、意欲的に活動できる支援の工夫



通級指導教室設置市町村(112市町村)

(令和7年5月現在)



通級を設置している

他市町村から巡回指導

他市町村へ他校通級

通級未設置

13

通級指導教室設置までのスケジュール(R6参考資料)

時 期	内 容
7～9月	☐ 通級による指導の対象となる児童生徒の実態調査 ※ 次年度入学予定者についても調査を実施(中学校) ☐ 児童生徒及び保護者への通級による指導に関わる理解啓発 ☐ 対象となる児童生徒及びその保護者の通級による指導に関わる意向調査
10月上旬	◆ 加配募集通知(通級等)により通級指導加配を申請する学校の次年度の対象児童生徒予定数を調査
10月～	☐ 就学時健康診断、就学に関わる相談等の機会を活用し、通級による指導の対象となる、次年度就学予定児童の実態を調査
1月中旬	◆ 加配内示に向け、再度、次年度の対象児童生徒予定数を調査
2月中旬～	◆ 加配内示 ☐ 通級による指導を行う教室・教材等の整備
5月上旬	◆ 5月1日現在の通級による指導を受ける児童生徒数を調査

※ 通級指導教室設置に向けた工夫

- ・ 近隣の学校と合同で設置又は中学校区で設置
- ・ 近隣の市町村と合同で設置